

食安基発第 0614001 号
食安監発第 0614001 号
平成 18 年 6 月 14 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部基準審査課長
監視安全課長
(公印省略)

中国産ローヤルゼリーに係るクロラムフェニコールの検査について

標記については、平成 18 年 3 月 31 日付け食安輸発第 0331001 号（平成 18 年 5 月 25 日付け食安輸発第 0525002 号にて一部改正）において、昭和 34 年厚生省告示第 370 号（以下「告示」という。）に示すクロラムフェニコールの試験方法により、食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令を行うよう通知したところですが、当該試験法については現在改正作業を進めており、近く告示の公布を予定しているところです。

つきましては、標記の検査命令については、試験法に係る告示の改正後に実施することとしましたので、関係営業者への説明等対応方よろしくをお願いします。

また、告示の改正前に中国産ローヤルゼリーの輸入を希望する輸入者に対しては、現在意見募集の手続き中の試験法（別添）又はこれと同等以上の性能を有する方法（いずれの試験方法においても検出限界は、0.005ppm とする。）により、自主検査を行うよう指導し、その結果クロラムフェニコールが検出されなければ輸入届出を返却して差し支えないこととします。

なお、自主検査の結果、クロラムフェニコールが検出された場合には検疫所業務管理室を通じて輸入食品安全対策室まで連絡されるようお願いします。

クロラムフェニコール試験法の一部改正について

1. 改正の内容

平成17年厚生労働省告示第499号による改正後の「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の5の（9）に示すクロラムフェニコール試験法において、養蜂産品を試験に供する場合の抽出法及び精製法を追加するもの。追加部分を下線で示す。

（9）クロラムフェニコール試験法

2. 試薬・試液

次に示すものの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。
アセトニトリル 液体クロマトグラフ用に製造したものを用いる。

ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（60 mg） 内径 12～13 mm のポリエチレン製のカラム管に、ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体 60 mg を充てんしたもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（200 mg） 内径 12～13 mmのポリエチレン製のカラム管に、ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体 200 mgを充てんしたもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

水 液体クロマトグラフ用に製造したものを用いる。

4. 試験溶液の調製

a 抽出法

① はちみつ（ローヤルゼリーを除く）の場合

検体を均一化した後、その 5.00 g を量り採る。

これに水 20 mlを加え、溶解する。

② ローヤルゼリーの場合

検体を細切均一化した後、その 1.00 g を量り採る。

これにメタノール及び1%メタリン酸溶液の混液（3：2）60mlを加え、細砕した後、ケイソウ土を2 mmの厚さに敷いたろ紙を用いてすり合わせ減圧濃縮器中に吸引ろ過する。次いでメタノール及び1%メタリン酸溶液の混液（3：2）15 mlを用いてろ紙上の残留物を洗い、洗液を吸引ろ過し、ろ液をそのすり合わせ減圧濃縮器中に合わせ、45℃以下で2 mlに濃縮する。

③ ①及び②に掲げる食品以外の食品の場合

検体を細切均一化した後、その 5.00 g を量り採る。なお筋肉の場合は、可能な限り脂肪層を除いた上で細切均一化を行う。

これにメタノール及び 1 %メタリン酸溶液の混液（3 : 2）100 ml を加え、細砕した後、ケイソウ土を 2 mm の厚さに敷いたろ紙を用いてすり合わせ減圧濃縮器中に吸引ろ過する。次いでメタノール及び 1 %メタリン酸溶液の混液（3 : 2）10 ml を用いてろ紙上の残留物を洗い、洗液を吸引ろ過し、ろ液をそのすり合わせ減圧濃縮器中に合わせ、45℃以下で 30 ml に濃縮する。

b 精製法

① はちみつ（ローヤルゼリーを除く）の場合

ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（60 mg）に、メタノール 5 ml 及び水 5 ml を順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに a 抽出法で得られた溶液を注入した後、20%volメタノール 5 ml を注入し、流出液は捨てる。このカラムに 60%volメタノール 6 ml を注入し、溶出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、45℃以下でメタノール及び水を除去する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液（3 : 7）1.0 ml を加えて溶かし、これを試験溶液とする。

② ローヤルゼリーの場合

ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（200 mg）に、メタノール 10 ml 及び水 10 ml を順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに a 抽出法で得られた溶液を注入した後、水 4 ml、5%volメタノール 4 ml を順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに 60%volメタノール 10 ml を注入し、溶出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、45℃以下でメタノール及び水を除去する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液（3 : 7）1.0 ml を加えて溶かし、これを試験溶液とする。

③ ①及び②に掲げる食品以外の食品の場合

ジビニルベンゼン-*N*-ビニルピロリドン共重合体ミニカラム（60 mg）に、メタノール 5 ml 及び水 5 ml を順次注入し、流出液は捨てる。このカラムに a 抽出法で得られた溶液を注入した後、水 10 ml を注入し、流出液は捨てる。このカラムにメタノール 10 ml を注入し、溶出液をすり合わせ減圧濃縮器中に採り、40℃以下でメタノールを除去する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液（3 : 7）1.0 ml を加えて溶かし、これを試験溶液とする。

2. その他

上記試験法を適用した場合の養蜂製品の検出限界は次のとおりである。

はちみつ	0.0005 ppm
ローヤルゼリー	0.005 ppm